

主 文

被告人を懲役3年に処する。

未決勾留日数中180日をもその刑に算入する。

この裁判が確定した日から5年間その刑の執行を猶予する。

5 仙台地方検察庁で保管中のナイフ1本（同庁令和7年領第623号符号2）
及び白色ロープ4本（同号符号73ないし76）を没収する。

理 由

【罪となるべき事実】

被告人は、離婚後、実子であるA（以下「被害者」という。）を引き取って養育してい
10 た。被告人は、令和7年4月、被害者の高校進学を機に、被害者の三食の食事を用意する
ことになると、それが満足にできないと思ひ悩むようになり、同月中旬頃に被害者が体
調を崩した際には、それも自分の料理のせいだと自責するようになった。被告人は、同
月23日、元妻に被害者の引き取りを打診したものの、すぐには引き取れない旨言われ
15 て絶望感が高まり、その頃から、自分は死んだほうがいい、被害者が残れば不憫な思い
をさせてしまうなどと、被害者を殺害して自殺することを考えるようになった。

被告人は、同月28日午前4時35分頃から同日午前6時54分頃までの間に、宮城
県石巻市（以下省略）の被告人方において、被害者（当時15歳）に対し、殺意をもつ
て、その左背部をナイフ（刃体の長さ約13センチメートル。仙台地方検察庁令和7年
領第623号符号2）で突き刺し、その頸部を両手及びロープ（同号符号73ないし7
20 6）で絞め付け、さらにその左背部を上記ナイフで突き刺し、よって、その頃から同日午
前9時32分頃までの間に、上記被告人方において、被害者を心臓損傷により死亡させ
て殺害した。

被告人は、本件犯行当時、重症うつ病エピソードのため、心神耗弱の状態であった。

【証拠の標目】（省略）

25 【法令の適用】（省略）

【量刑の理由】

被告人は、無防備な被害者に対し、肺や心臓を貫通するほどの力でナイフを突き刺し、ロープで首を絞めるなどしたものであり、その犯行態様は生命侵害の危険性の高いものといえる。何ら落ち度のない被害者の尊い生命が奪われたという結果は取り返しのつかない重大なものというほかない。被害者は、最も信頼していたであろう被告人から突如
5 ナイフで刺されるなどし、事情も分からないまま、まだ15歳の若さで命を絶たれたのであって、その無念は察するに余りある。

本件の争点は量刑であるが、以上のような犯行態様の危険性や結果の重大性については弁護人も特に争っていない。本件の実質的な争点は、本件犯行当時、重症うつ病エピソードのために心神耗弱の状態であった被告人が本件犯行に及んだことについて、どの
10 程度、重い非難ができるかである。

この点について、検察官は、被告人が自身の負担を解消するため、被害者の意思も聞かずに殺害したのであり、被告人が述べる犯行の理由自体、余りに身勝手かつ自己中心的なものと言わざるを得ないなどと指摘する。

しかしながら、被告人は、野球の練習を熱心にサポートするなど献身的に被害者を養
15 育し、被害者も両親の離婚に際して被告人との生活を望むなど、被告人と被害者との関係は良好であり、被害者は被告人にとって最愛の息子であったことがうかがわれる。被告人のうつ病が重症化したのも、被害者の健康等を気遣う余り、食事が十分に準備できないと自らを責め、被害者の将来を悲観して不憫に思うなどしたためであり、被害者を深く愛するが故の苦悩であったといえる。「自身の負担を解消するため」「身勝手かつ自
20 己中心的」などという検察官の指摘は、そのような被告人の心情等を軽視し、偏った視点から殊更に非難を加えようとするものであって、与することができない。

被告人と被害者との暮らしに、実際には特に破綻もなかったにもかかわらず、被告人が最も愛情を注いでいた被害者を自ら手にかける本件犯行に及んだことは、重症うつ病エピソードによる強い希死念慮、思考抑制及び悲観的認知等の影響を抜きにしては理解
25 することが困難である。被告人が犯行を思いとどまったこともあることや犯行後に学校や会社に連絡をした上で自首するなど一定程度合理性のある行動を取っていたことなど

を考慮しても、重症うつ病エピソードの症状が本件犯行に大きな影響を与えたことは明らかであり、その分、被告人に対する非難の程度は大きく減ぜられるというべきである。

このような本件の犯情を踏まえて、同種事案（殺人1件、単独犯、被害者の立場は子、前科等なし、心神耗弱）の量刑傾向（42件中33件が執行猶予）に照らすと、本件は同
5 種事案の中で犯情が特に重いものとはいえ、その刑の執行を猶予するのが相当な事案といえる。

犯情に関するこれらの判断により定められた刑責の枠内において、被告人が犯行直後に自首したことや、本件を深く後悔して反省の弁を述べるとともに治療を受ける意欲を示していること、実母が当公判廷に出廷して、被告人と同居し、通院等にも協力する旨
10 述べていることなどの一般情状も考慮して、主文の刑を量定した。

令和8年4月28日

仙台地方裁判所第1刑事部

15 裁判長裁判官 榑 原 敬

裁判官 米 満 祥 人

20

裁判官 黒 岩 未 千 華